

2014年5月28日
大学院社会科学研究所

博士学位論文の審査基準について

社会科学研究所では、博士学位論文の審査が適正になされるよう努めています。このたび、これまでおこなってきた審査の内容を明文化して基準を策定し、公表することといたしました。下記の基準は、指導教員による論文作成指導、ならびに博士学位論文の受理・審査・判定における指標となります。

記

【社会科学研究所博士学位論文審査基準】

以下の諸点において、十分な水準に達していること

- ① 着眼点、方法、内容、結論等におけるアイデア、独創性
- ② 論文のテーマ設定の妥当性、重要性
- ③ テーマに応じた論文の構成の妥当性
- ④ 先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度
- ⑤ データや資料に裏付けられた実証性
- ⑥ 論旨展開における論証力、説得力
- ⑦ 専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、充分性
- ⑧ 引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方における正確さ、妥当性、充分性
- ⑨ 社会科学研究所の独自性から要請される学際性、実践性
- ⑩ 論文全体としての卓越性

以上